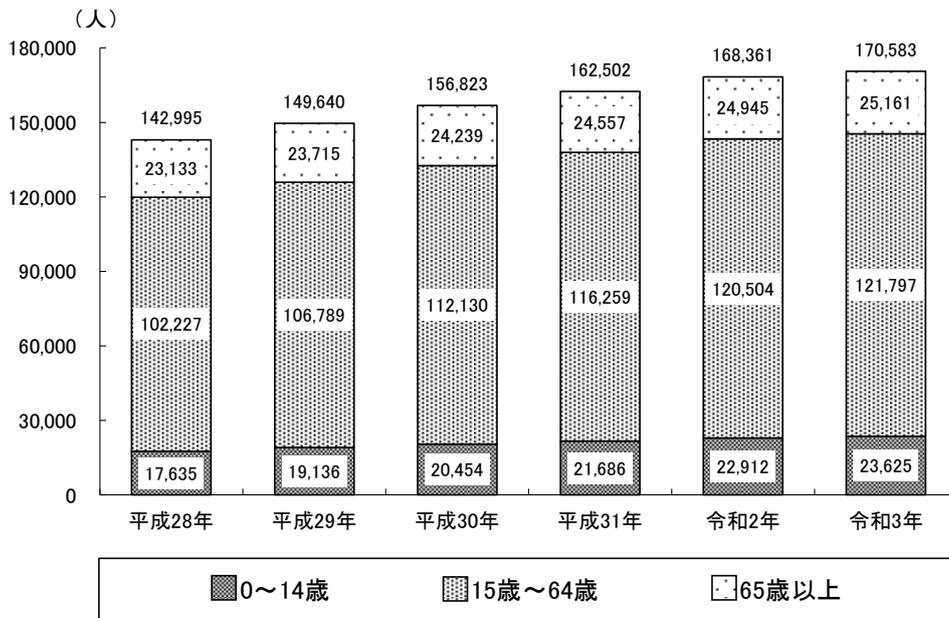


中央区男女共同参画行動計画 2018 改定に関わる現況整理

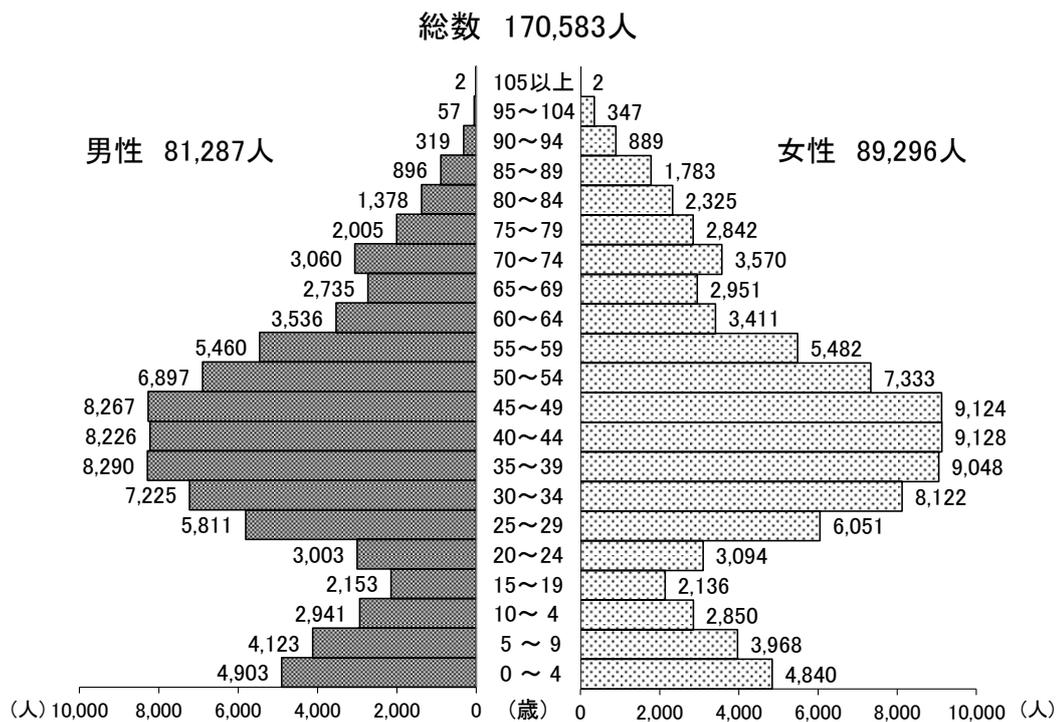
1 区の現況

◆人口の推移



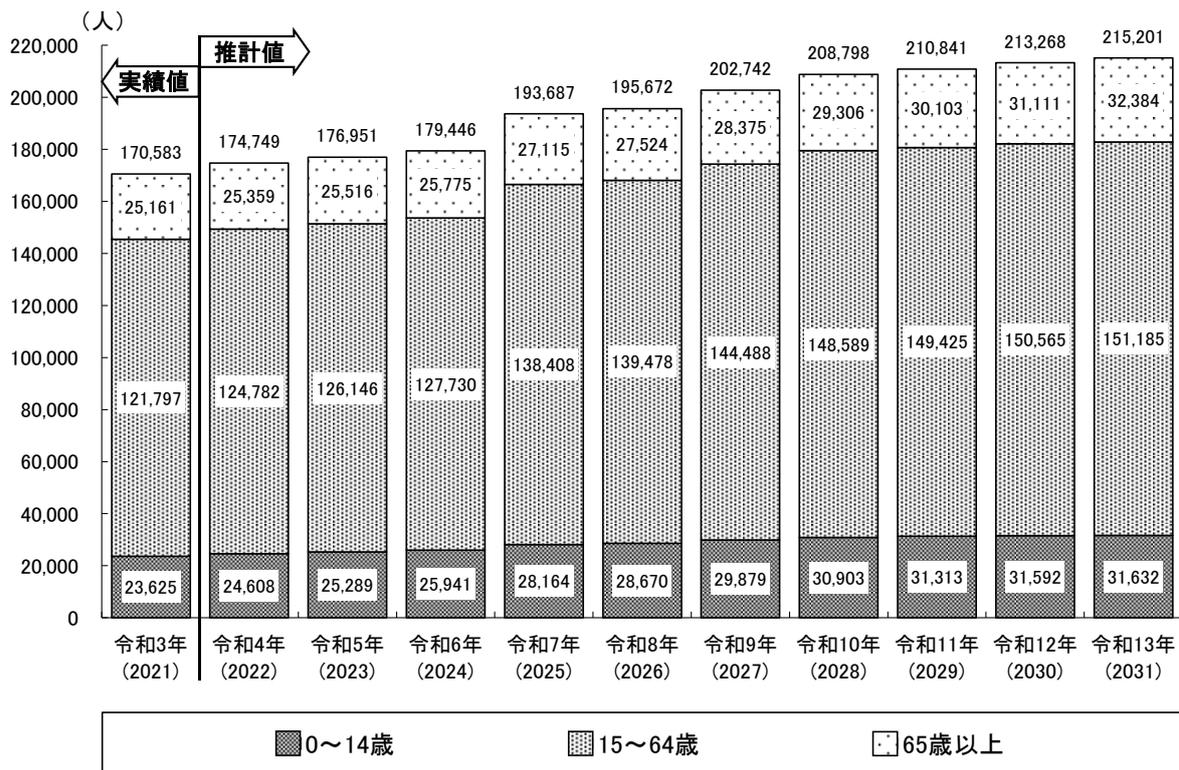
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

◆人口構造



出典：住民基本台帳（令和3年1月1日現在）

◆人口推計



出典：中央区将来人口の見通しについて 令和3(2021)年1月推計より

◆晴海地区の東京 2020 大会後における施設整備

晴海地区においては、令和6年(2024年)に予定しているHARUMI FLAG(選手村跡地)のまちびらきに向けて、小学校・中学校、特別出張所を含む複合施設など区の公共施設のほか、東京都や民間事業者においても各種施設の整備が進められています。

【区施設の整備予定】

(1) 晴海西小学校(仮称)・晴海西中学校(仮称)

晴海地区における児童・生徒数の増加に対応するため、晴海五丁目に小学校と中学校を整備します(令和6年4月開校予定)。

(2) 晴海特別出張所(仮称)等複合施設

東京 2020 大会後における晴海地区の人口増加を見据え、今後の行政需要の増大に対応するため、晴海四丁目に特別出張所や認定こども園などを整備します(令和6年度開設予定)。

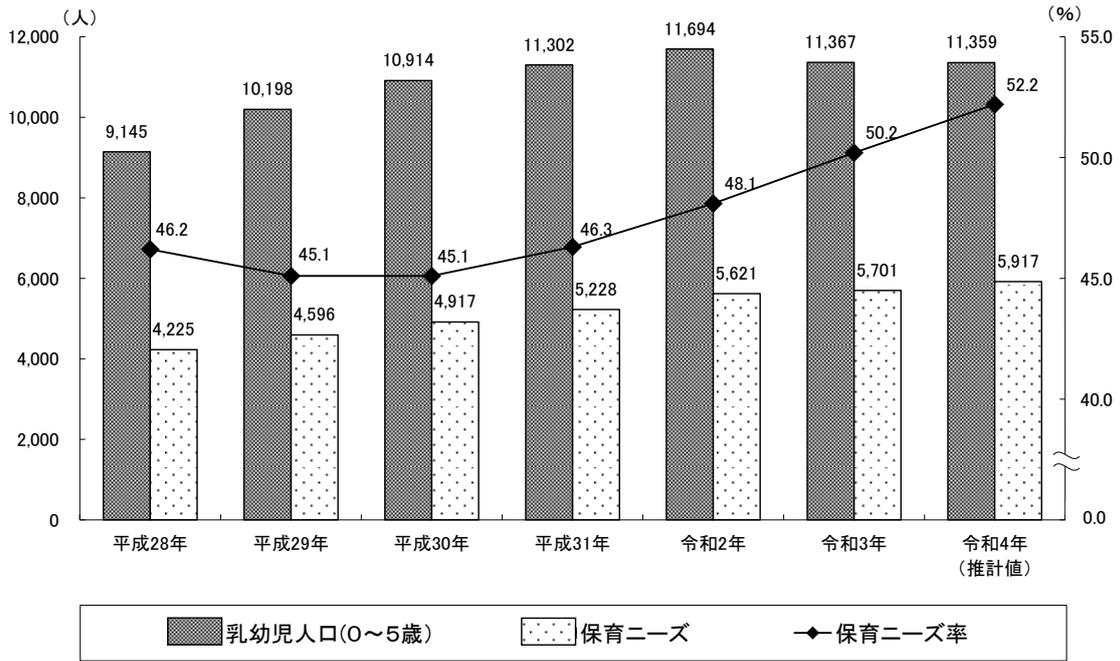
*施設内容 特別出張所、認定こども園、保健センター、おとしより相談センター、図書館

(3) 晴海地区区民施設(温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」)のリニューアル工事

東京 2020 大会後における晴海地区の人口増加を見据え、地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる施設へとリニューアルを行う(令和5年度開設予定)。

*主な機能 集会室、学習スペース、運動スタジオ、キッズスペースなど

◆乳幼児人口と保育ニーズ

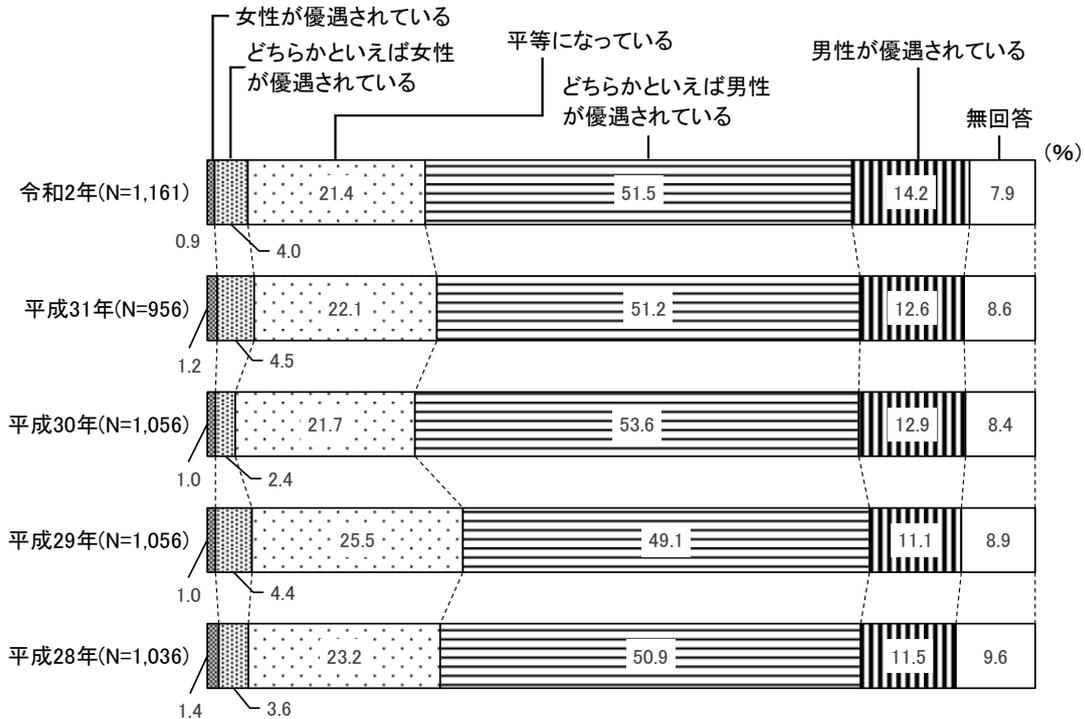


※各年4月1日現在
 ※令和4年の保育ニーズ率は、令和3年度のニーズ率に、令和2年度から令和3年度の伸び率を加えて算出
 ※令和4年の保育ニーズの推計は、令和3年4月1日基準日の人口推計に、上記の保育ニーズ率を乗じて算出

出典：中央区子ども・子育て会議資料より作成

◆男女の地位の平等感

過年度比較—“社会全体では”



出典：区政世論調査より

2 国際的な動き

◆持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されている。

ジェンダーに関しては、「5 ジェンダー平等を実現しよう」で“男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう”と掲げられている。

◆世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数

2021 年 3 月 31 日に世界経済フォーラム（WEF）による「ジェンダーギャップ指数 2021」が公表され、日本の順位は 156 か国中 120 位であった。特に「経済」分野が 117 位（前年 115 位）、「政治」分野が 147 位（前年 144 位）と課題を残している。

教育分野は 92 位（前年 91 位）、健康分野は 65 位（前年 40 位）となっている。

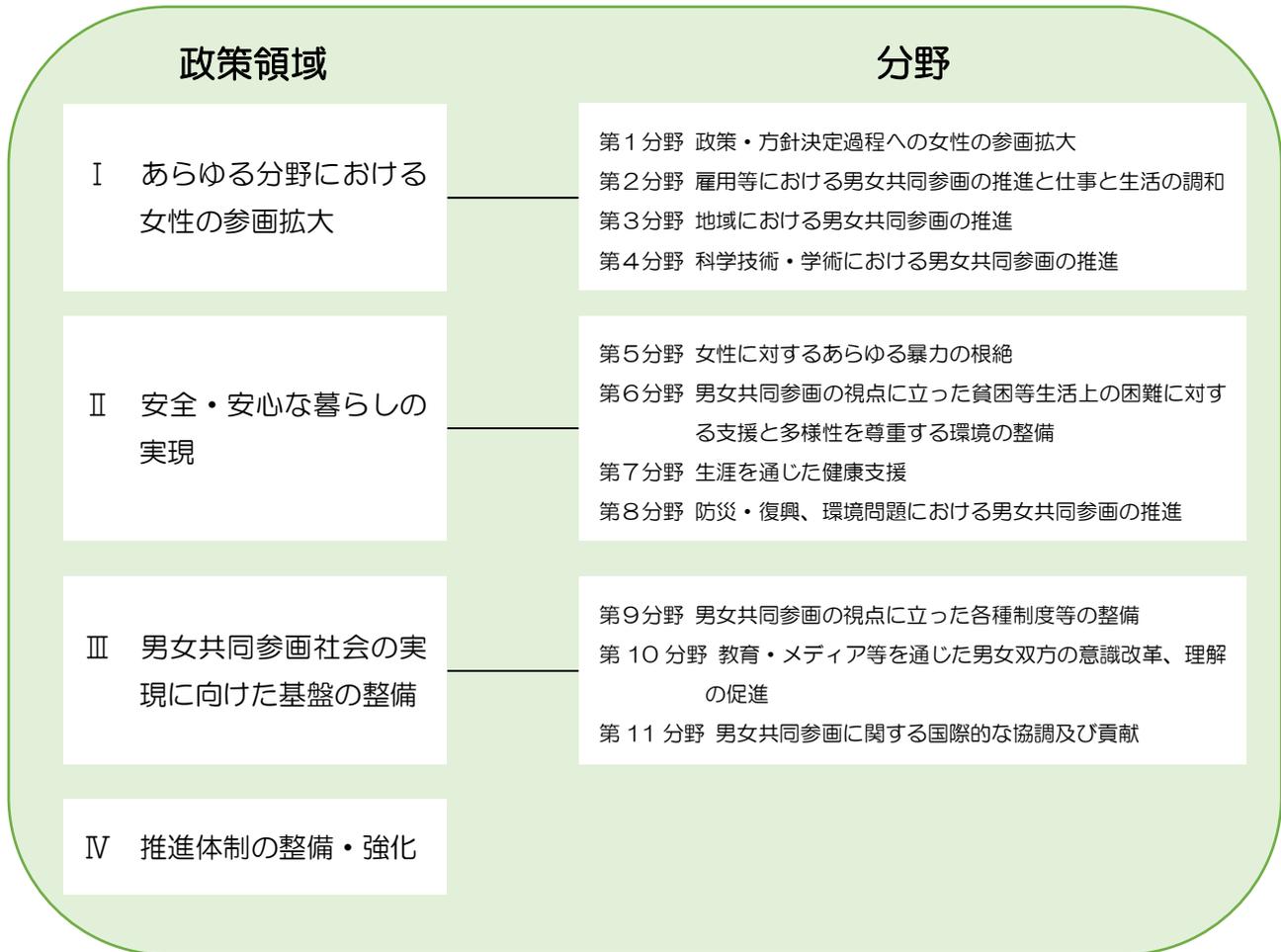


<https://jp.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

3 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画について

- 令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 「第5次男女共同参画基本計画」では、Ⅰ～Ⅳの政策領域が示され、Ⅰ～Ⅲの領域下に11の分野が設けられています。また、「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」では、8つの課題をあげ、「5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」では、10個の視点と事項をあげています。



社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応（Society5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保と施策への反映、若年世代を主体とした取組との連携
- ② 指導的地位に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期30%程度となるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含めた取組の強化。2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会へ
- ③ 男女共同参画の視点を家庭や地域など生活の場を広げ、無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）が働かないよう幼少期から大人までを対象に、メディアとの連携を含めた広報啓発の取組の実施
- ④ 人生100年時代の学び、仕事と家事・育児・介護の両立に向けた環境の整備
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が寄与し、その発展による男女共同参画の推進
- ⑥ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細やかな支援
- ⑧ 防災や復興に意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を推進するなど、男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた取組の展開のため、男女共同参画センターや地域におけるさまざまな主体の連携・協働する推進体制の強化
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿い、男女共同参画社会の形成を牽引する人材育成のための教育や研修

第4次計画と第5次計画の「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の比較

	第5次男女共同参画基本計画	第4次男女共同参画基本計画
①	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
②	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③	仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会	男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
④	<u>あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を</u> <u>取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ</u> <u>持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行</u> <u>い、国際社会と協調する社会</u>	男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

※下線部は第4次計画と第5次計画で相違がある部分

第4次・第5次男女共同参画基本計画における「分野」の比較

	第5次計画の構成	第4次計画における位置づけ
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
	第3分野 地域における男女共同参画の推進	第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	第7分野 生涯を通じた女性の健康支援	第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
	第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進	第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 法改正について

＜性犯罪、暴力、ハラスメントに関する法律＞

◆性犯罪に関する刑法の改正（平成 29 年 6 月 23 日公布、平成 29 年 7 月 13 日施行）

明治 40 年の刑法制定以来 110 年ぶりの性犯罪に関する改正で強姦罪の対象となる行為を改め、罪名を「強姦性交等罪」とし、被害者に男性も含まれたことや、法定刑の引き上げ、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されるなどした。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（通称：配偶者暴力防止法）（令和元年 6 月 26 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）

DV の被害者の適切な保護と相互連携のため、児童相談所との協力が明文化され、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確となった。

◆児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正（通称：児童虐待防止法、児童福祉法）（令和元年 6 月 26 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）

児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずることを趣旨として、児童福祉法等の一部が改正された。DV 対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員には児童虐待の早期発見、児童相談所は DV 被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることが求められている。

◆パワーハラスメント防止に関する法改正

（令和元年 6 月 5 日公布、令和 2 年 6 月 1 日施行より順次施行）

「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法の改正では、令和 2 年 6 月 1 日から職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務化された。（中小事業主は令和 4 年 4 月 1 日から義務化）。

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの 3 つの要素をすべて満たすものをいう。

また、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動が 3 つの要素を満たす場合や、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報に当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露（アウトティング）することもパワーハラスメントに該当する。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、防止対策の強化が図られた。

＜働き方、ワーク・ライフ・バランスに関する法律＞

◆「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定（通称：働き方改革関連法） （平成 30 年 7 月 6 日公布、平成 31 年 4 月 1 日より順次施行）

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的に制定。制定により、大きく 8 項目で変更があった。①時間外労働の上限規制の導入、②年次有給休暇の確実な取得、③中小企業の月 60 時間超の残業の、割増賃金率引上げ、④「フレックスタイム制」の拡充、⑤「高度プロフェッショナル制度」を創設、⑥産業医・産業保健機能の強化、⑦勤務間インターバル制度の導入促進、⑧正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正（通称：女性活躍推進法） （令和元年 6 月 5 日公布、令和 2 年 4 月 1 日より順次施行）

一般事業主行動計画の策定義務・届出義務の対象の拡大等、女性活躍に関する情報公表の強化、えぼし認定よりも水準の高い特例認定制度（プラチナえぼし）が創設された。

これまでは従業員数が 301 人以上の企業のみ一般事業主行動計画の策定義務・届出が義務化されていましたが、法改正により令和 4 年 4 月 1 日から 101 人以上 300 人以下の企業も義務化されることが決定した。

◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の二度の改正 （通称：育児・介護休業法）

（平成 29 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 10 月 1 日より順次施行）

（令和 3 年 6 月 9 日公布、令和 4 年 4 月 1 日より順次施行）

平成 29 年の改正では、育児休業期間を最長 2 歳までの延長、育児目的休暇が新設された。今後さらに看護、介護も含む休暇を時間単位で取得することができるようになった。

令和 3 年の改正では、子どもが生まれてから 8 週間以内に最大 4 週間の休みを取得できる「出生時育児休業」（男性版産休）の新設が柱。また、企業に対して男性従業員に休みの取得を個別に促したり、制度の説明をしたりすることが義務化される

＜その他＞

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定と改正

（平成 30 年 5 月 23 日公布・施行）

（令和 3 年 6 月 16 日公布・施行）

平成 30 年に施行された本法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

令和 3 年の改正では、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備のために、政党や政治団体に対して、セクハラやマタハラ等への対策、候補者となる人材の育成を求めている。また、国、地方公共団体にも環境整備等の施策の強化が求められている。

(3) 方針や調査など

◆性犯罪・性暴力対策の強化の方針

(令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

平成29年7月の性犯罪に関する刑法改正が行われ、改正法において施行3年後検討規定が設けられた。これを踏まえ、法務省においてワーキングチームが立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調査を行い、令和2年3月31日にとりまとめが発表された。

国は令和2年度から4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」は、その第一歩として、今後の取組方針を示したものの。

(強化する取組み)

- ・ 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処
- ・ 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実
- ・ 被害申告・相談をしやすい環境の整備
- ・ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
- ・ 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防
- ・ 方針の確実な実行

◆女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 「DV対策の今後の在り方」

(令和3年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

新型コロナウイルス感染症下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との連携の重要性の高まりなど近時のDV対策をめぐる動きについて、現状と課題が整理された。

(今後の課題)

- 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について
- 2 通報や保護命令の在り方について
- 3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について
- 4 DV対応と児童虐待対応の連携について
- 5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について
- 6 逃げられない／逃げないDV対応について
- 7 予防教育
- 8 その他

◆コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会報告書

～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

(令和3年4月28日 内閣府男女共同参画局コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会)

グローバルな規模で拡大する新型コロナウイルス感染症の拡大が、雇用や生活面で特に女性、女の子に深刻な影響を及ぼし、緊急の対応が求められると判断したため、内閣府男女共同参画局は「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の開催を決定した。

- ・「女性に対する暴力」～Gender-based Violence～4
- ・「経済」～Economic Impacts～
- ・「健康」～Health Impacts～
- ・「家事・育児・介護」(無償ケア)～Unpaid Care and Domestic Work～

の分野で課題を明らかにしている。

◆女性活躍加速のための重点方針2021(令和3年6月 すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を加速するために、毎年6月をめぐりに決定し、各府省の概算要求への反映を図るため作成。

(基本的な考え方)

- (1) コロナ対策の中心に女性を
- (2) 女性の登用目標の達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～
- (3) 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

4 東京都の動き

(1) 東京都男女平等参画推進総合計画について

◆「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定（平成 29 年 3 月策定）

「男女平等参画のための東京都行動計画」を「東京都女性活躍推進計画」と一体的に策定し、「東京都配偶者暴力対策基本計画」も含めた計画としました。計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から令和 3（2021）年度までとなっています。

東京都女性活躍推進計画では、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて重点課題を 4 つの事項をあげています。

重点課題

- (1) 働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進
- (2) 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現
- (3) 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
- (4) 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

◆「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定（令和4年4月改定予定）

第6期東京都男女平等参画審議会 第1回総会（令和3年4月19日）で示された、東京都男女平等参画推進総合計画 改定計画の体系（案）。

※青字は都として、審議会等で特に議論をしたいと考えている点。

女性活躍推進計画

I ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進	II 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ
1 生活と仕事を両立し活躍できる環境づくり (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進 ・柔軟な働き方の普及・定着促進 ・生活と仕事を両立できる環境づくり (2) 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進 ・ポジティブアクションの推進 (3) 女性の就業継続やキャリア形成 ・働きやすい雇用環境整備	1 生活と仕事における意識改革 (1) 「働く」の意識改革 ・働く女性のキャリア形成のための意識改革 ・雇用機会均等に関する普及啓発 (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革 ・当事者夫婦の意識改革・行動変容 ・働く場における理解・サポートの促進 ・若年層からシニア世代まで社会全体の理解促進 (3) 男女平等参画に向けた意識改革 ・多様な手法によるメディアを活用した普及啓発 ・男女平等参画に関する情報提供 (4) 社会制度・慣行の見直し ・都庁内における対応
2 妊娠・出産・子育てに対する支援 ・保育サービスの充実 ・地域での子育て支援 ・行動しやすいまちづくり	2 教育・学習の充実 (1) 学校での男女平等 (2) 若者のキャリア教育の推進・キャリアデザイン意識の醸成 (3) 研修・情報提供、(4) 多様な学習機会の提供
3 介護に対する支援 ・介護サービスの充実	3 あらゆる分野における女性の参画拡大 (1) 政治・行政・教育分野 (2) 防災・復興分野 (3) 地域活動
4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止 ・相談体制等の充実・普及啓発 ・都庁内における取組	
5 起業等を目指す女性に対する支援	
6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援	
7 生涯を通じた男女の健康支援 ・母子健康医療体制の整備及び相談等の支援 ・各年代に応じた健康支援及び性教育	
III 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	【推進体制・相談】
1 ひとり親家庭への支援 ・ひとり親家庭の相談や就業支援等	1 都における体制
2 高齢者への支援	2 相談
3 若年層への支援	3 区市町村や事業者等との連携
4 障害者への支援	
5 性的少数者への支援	

配偶者暴力対策基本計画

IV 配偶者暴力対策	V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 ・都による普及啓発、若年層向け普及啓発 ・学校での人権教育	1 性暴力被害者に対する支援 ・関係機関と連携した被害者支援等 ・被害者・加害者にならないための普及啓発
2 多様な相談体制の整備 ・都の配偶者暴力支援センター機能の充実 ・身近な地域での相談窓口の充実 ・多様な人々の状況に応じた相談機能の充実	2 ストーカー被害者に対する支援 ・被害者等への支援 ・被害者・加害者にならないための普及啓発
3 安全な保護のための体制の整備 ・保護体制の整備 ・安全の確保と加害者対応	3 セクシュアル・ハラスメントの防止 ・相談・普及啓発・都庁内における防止対策
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 ・総合的な自立支援の展開 ・安全で安心できる生活支援 ・就労支援の充実 ・住宅確保のための支援の充実 ・子供のケア体制の充実	4 性・暴力表現への対応 ・被害者等への支援 ・インターネット利用等に関する普及啓発
5 関係機関・団体等の連携の推進 ・広域連携と地域連携ネットワークの強化 ・民間団体との連携・協力の促進	
6 人材育成の推進・適切な苦情対応 ・人材の育成 ・二次被害防止と苦情への適切かつ迅速な対応	
7 調査研究の推進 ・配偶者暴力被害に関する調査研究 ・加害者対策のあり方検討	

(2) 東京都のその他の動きについて

<条例・計画>

◆「未来の東京」戦略ビジョンの策定（令和元年12月）

2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した。

男女共同参画（男女平等）、女性活躍の分野に関しては、以下の内容で記載をされている。

「ビジョン3 女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」

「戦略3 女性の活躍推進戦略」

◆「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」の策定（令和3年2月）

令和3年度から令和7年度までの5か年の計画で、性犯罪等被害者支援の取組充実・強化や配偶者暴力・児童虐待等被害に対する支援を盛り込んでいる。

◆「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の施行（平成30年10月15日施行）と「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定（令和元年12月策定）

人権が尊重された東京オリンピック実現のための、声を上げられない当事者に寄り添い、多様な性のあり方の尊重、オール東京で誰もが輝ける社会をめざした条例、計画を策定している。

<調査>

◆「男女平等参画に関する世論調査」の実施（令和2年11月13日～12月13日）

- ・男女の地位の平等感

全体では『男性の方が優遇されている』71%（※前回調査より11ポイント増加）、

「平等」20%（10ポイント減少）※前回調査と調査方法が異なっていることに留意

◆「人権に関する都民の意識調査」の実施（令和2年12月1日～12月14日）

- ・関心がある人権問題

「女性の人権」55.0%、「子供の人権」54.4%、「インターネットによる人権侵害の問題」50.3%

- ・LGBTという言葉の認知度

「知っている」88.4%